

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 企画政策部企業誘致推進課 契約名 旧津名事務所第2庁舎施設利用事業		
審査の日時	平成30年 9月11日(火) 14:00～		
審査の場所	淡路市防災あんしんセンター2階多目的ホール1、2		
予定価格	契約予定金額		
¥4,781,160-	¥4,800,000-		
当選基準点(当選要件)	総合得点が6割(420点)以上であること。		
候補者名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	総合点	603
番号	提案者氏名(五十音順)	候補者の選定理由	
1	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	出席委員(7名)の評価点合計が評価基準を十分に満たしていることから、「社会福祉法人 聖隷福祉事業団」を最も優秀な候補者とする。	
※参加者名称(五十音順)			
契約予定金額	¥4,800,000-		
<p><プロポーザルに参加する者に必要な資格></p> <p>1 応募者の資格</p> <p>①施設利用に関する事業を、提案内容に従って実施できること。</p> <p>②施設利用に関する事業の実施(開発、建設、販売若しくは管理又は運営)に必要な免許、知識、経験(実績)、資力、信用及び技術的能力を有すること。</p> <p>③雇用の創出、定住人口の増加や交流人口増加等、地域の活性化につながる事業者であること。</p> <p>④資本金1,000万円以上の法人であること。</p> <p>2 施設利用の用途</p> <p>借受事業者は、申込み時に提出した土地利用計画書等に従い、概ね1年以内に計画に基づく用途に供し、売買契約締結後5年間(以下「指定期間」という。)は、その用途に供さなければならないこと。</p> <p>なお、借受事業者は、事業遂行に当たって、やむを得ない事情により、申込み時に提出した利用計画案を変更する場合には、事前に文書により市に申請し、承認を得ること。また、買受事業者は、本事業者募集の趣旨を損なうような変更や第三者への転売又は転貸をしてはならないこと。</p>			

3 審査基準

1 配点

価格点10点、内容点90点

2 価格点に係る点数（配点10点）

3 内容点に係る審査項目及び配点（配点90点）

（1）施設利用計画の全体評価・・・50点

- ① 定住人口・交流人口の創出、雇用の創出
- ② 市民の安全・安心な暮らしへの寄与
- ③ 地域経済の活性化、まちづくりへの総合的寄与

（2）事業遂行能力・・・40点

- ① 財務状況
- ② 持続可能な企業運営

- ※ 価格点と内容点との合計を審査点とする。
- ※ 審議会委員の審査点の合計点を総合得点とする。
- ※ 総合得点が6割未満である場合は、失格とする。

4 業者選定理由

旧津名事務所第2庁舎施設利用事業者募集 淡路市プロポーザル候補者選定審議会における答申結果による選定

採点集計結果 総合得点：603点（満点700点）

平均得点： 86.1点

履行場所 淡路市生穂新島8-6

淡路市防災あんしんセンター 2階 多目的ホール1, 2